

第1回
ヤング・イノベーション・レジデンス構想検討会議

次 第

日 時：令和7年11月5日(水)

13:30～15:30

場 所：奈良県庁5階 第一応接室

1 開 会 (5分)

2 議 事

・県からの説明(10分)

・意見交換

議題1 前提とすべき観点・キーワード (25分)

議題2 学生寮について (25分)

議題3 インキュベーションについて(25分)

議題4 交流施設について (25分)

・今後の進め方について(5分)

3 閉 会

第1回ヤング・イノベーション・レジデンス構想検討会議
委員名簿

(敬称略、座長及び副知事を除き五十音順)

氏名	所属・役職等	出欠(予定)
しおざき 塩崎 かずひろ 一裕(座長)	奈良先端科学技術大学院大学 学長	出席
いそべ 磯部 ようこ 洋子	COLDRAW 株式会社 代表取締役	出席
おおつき 大月 のぶひこ 信彦	sPods 株式会社 Co-Founder	出席
かとう 加藤 しょう 翔	一般財団法人日本経済研究所 調査局調査部副部長	Web 出席
ながた 長田 なおゆき 直之	奈良女子大学工学部 教授	出席
はらた 原田 りょうたろう 遼太郎	HLAB, Inc. レジデンシャル・カレッジ事業責任者	出席
みやきた 宮北 じゅんこう 純宏	株式会社教育と探求社 大阪営業所 所長	出席
もりた 森田 こうじ 浩司	三宅町長 (出席: 吉弘 よしひろ 拓生 たくお 三宅町副町長)	代理出席
やまぐち 山口 けんいち 賢一	奈良工業高等専門学校 副校长(寮務・グローバル担当) 兼 寮務主事	出席
にしむら 西村 たかのり 高則	副知事	出席

※オブザーバー：ヤング・イノベーション・プロセスマンバー(希望者のみ)

1. 三宅町県有地について

■ 立地特性

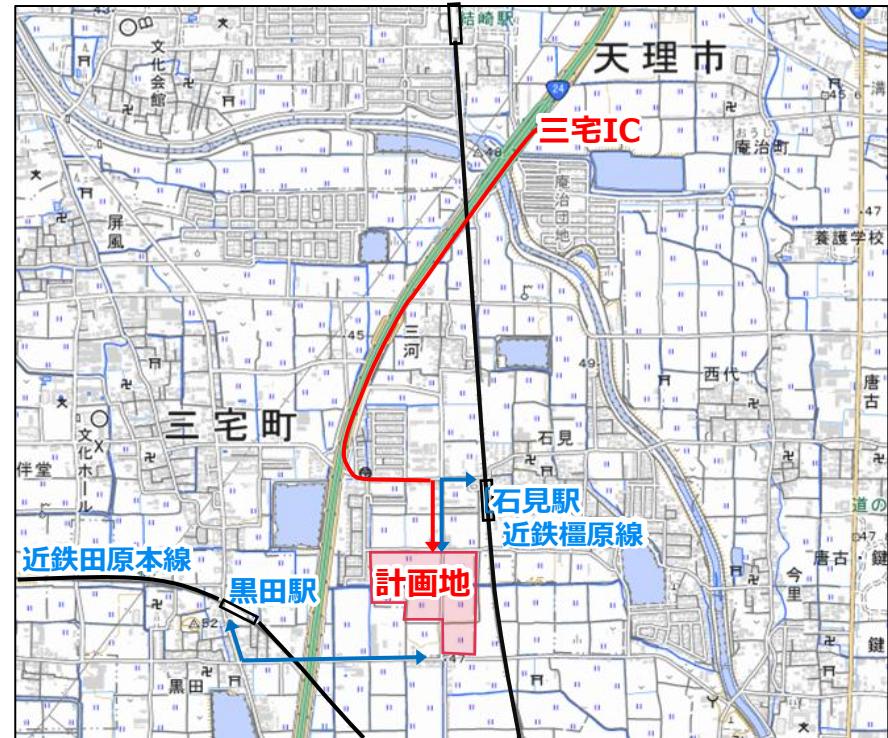
- 三宅町県有地は、奈良県北部の大和平野地域の中央に位置しており、**7.7ha**の規模を有する。
 - 京奈和自動車道三宅IC**（入り口は上りのみ、出口は下りのみ）より**約2.0km（約5分）**に位置している。
 - 計画地から**石見駅**（近鉄橿原線）まで徒歩**約5分**。**黒田駅**（近鉄田原本線）まで徒歩**10分～15分**。

■ 取得の経緯と活用方針

- ・ この計画地は、**産業の活性化**をテーマとしたまちづくりを行うために取得したものであり、地域経済の発展や雇用創出に向けた取組を三宅町として進めてきた経緯がある。
 - ・ **産業の強化、雇用の創出、人材育成**を活用テーマとし、計画地の活用について検討する。

アクセス 主要駅から石見駅まで

大和八木駅	約10分
大和西大寺駅	約20分
近鉄奈良駅	約35分
京都駅	約60分
大阪難波駅	約60分



2. 奈良県の課題と解決策

■ 奈良県の課題

人口	奈良県の人口は減少傾向にあり、今後も減少を続け、2045（令和27）年には100万人を下回る予測。
事業所	奈良県には事業所が少なく、事業所あたりの平均従業者数も少ない。労働者側からみると、職場や働き方に満足していない人が多い。一方、近年はスタートアップ企業も増えつつある。
通勤・通学	他府県で通勤・通学している者が多く、昼間人口が少ない。
進学・就職	県外の大学等へ進学する割合が高い。 就職時は通勤の傾向と同様で、県外に就職する者が多く、人口が県外に流出している。
学生ニーズ	学生寮が不足している学校があり、入寮出来ない生徒が発生している学校が複数ある。また、公立学生寮は老朽化しており将来的に建替えが必要。
企業ニーズ	全国、奈良県ともに人材確保が企業の抱える課題であり、奈良県内の企業からは学生とつながりたい、企業のことを知ってもらいたい、働きたい人材とマッチングしてほしいという意向が挙げられている。 また、スタートアップに関する課題として、産学官の連携や起業家同士がつながる機会、場に乏しい、奈良発のスタートアップのロールモデル（成功事例）を早く創るべき、奈良の将来を担う若者への起業家教育がほとんど存在しないという意向が挙げられている。

■ 課題の解決策

居住・交流・イノベーションの3つの機能を兼ね備えた学生寮を設置

- ・ 人口減少、とりわけ生産年齢人口減少が予測される奈良県においては、一人一人の若者が新しいモノ・サービスを創る力を身に付け、こうした若者が奈良県に魅力を感じ、県内で働くことに繋がる場所を創ることが必要。
- ・ このような場所の創出にあたり、若者が集積する学生寮は有効な手段であり、成長に繋がる学生寮を設置することは、上記課題を解決するとともに、県内における学生寮の不足解消に繋がる。
- ・ 企業の人材確保・人材育成に繋がる、企業と若者が交流できる場や、増加するスタートアップの県内定着・産官学連携によるイノベーションの創出の場を併設することで、学生間だけではなく、多様な交流の場となる。

3. 基本方針

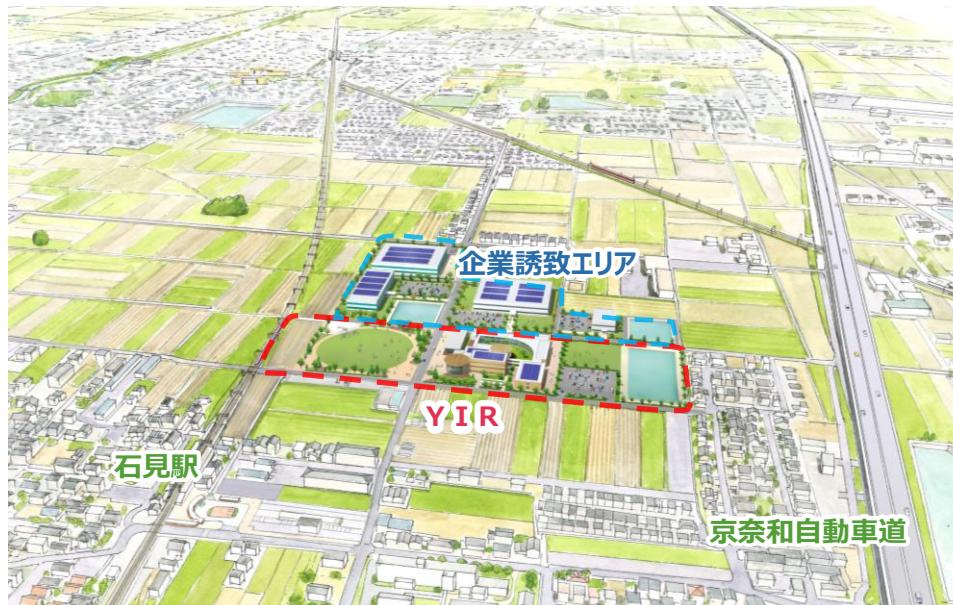
■ 基本方針

①学生が、生活しながら成長できる学生寮ヤング・イノベーション・レジデンス「YIR」

- ・ 県内の大学院、大学、高専、高校の学生、留学生、社会人が、世代や背景・言語を超えた交流ができる、**全く新しいタイプの学生寮**
- ・ 3つの機能（**居住、企業や地域との学び・交流、イノベーション**）を有し、県内大学や高専、企業・スタートアップとの連携で、学生と企業が**生活しながら成長**。多様な学び・交流を創出する。

②まちのコンセプトに賛同する研究・開発施設の誘致

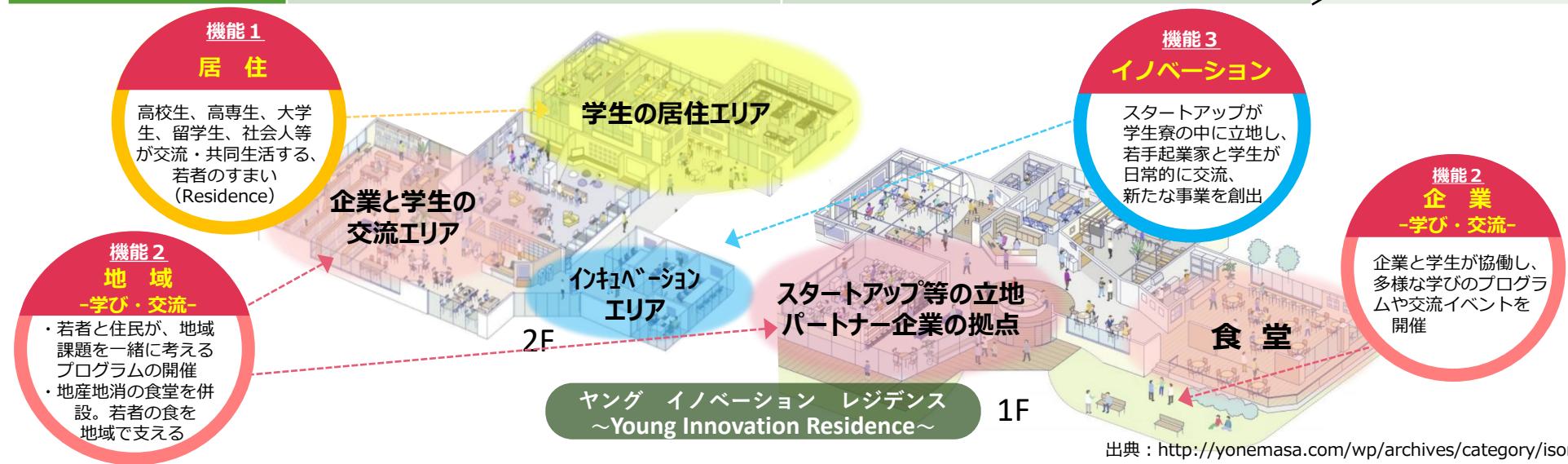
- ・ YIRに集う若者の成長につながる交流や取組を提供できる企業の研究・開発施設



3. 基本方針

■ 整備する施設とそれぞれの目的・機能

施設	施設内容	設置目的	導入機能
ヤング・イノベーション・レジデンス 「YIR」	学生が生活しながら成長する「学生寮」 対象：高校生～社会人 定員：120名	・若者の成長 ・不足する学生寮の補充 ・奈良県の高校・大学へ進学することに対する魅力づくり	寮室、自習室、寮長室・事務室等
	若手起業家と学生が日常的に交流し、新たな事業を創出する 「インキュベーション施設」	・若者の起業促進 ・奈良県発スタートアップの創出と定着 ・企業や起業家と日常的に触れあうことで若者の成長を刺激	コワーキングスペース、レンタルオフィス等
	学生と社会人、地域住民など、多様な人が学び・交流を創出するための 「交流施設（その他関連附帯施設）」	・県内学生、インキュベーション施設利用者の交流 ・地域住民との交流	共用キッチン、交流サロン、図書室等
民間収益施設	学生と社会人、地域住民などの利便に寄与する施設	・YIR利用者及び誘致企業従業員、地域住民の利便性向上 ・人が集まる施設の設置によりYIRを活性化	
企業誘致	学生、若手社会人等に刺激を与え、成長を支える「研究・開発施設」企業	・活用テーマの達成につながる企業の集積 ・YIR利用者との交流	



4. 提供する価値・機能について

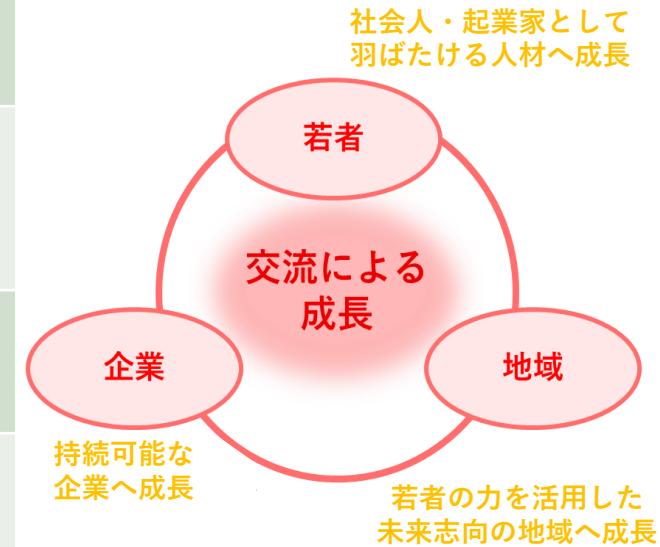
■ 事業の方向性

「若者」の成長	若者が地域の多様な主体と交流する事業を展開することで様々な刺激を受け、複雑化する社会において社会人・起業家として羽ばたける人材へと成長を促す
「企業」の成長	企業が若者と直接交流できる事業を展開することで、若者のニーズや思考を把握する機会を提供し、持続可能な企業へと成長を促す
「地域」の成長	若者がまちづくりや地域コミュニティに参加し地域住民と交流する事業を展開することで、若者の力を活用した、未来志向の地域へと成長を促す

■ 事業内容例

交流主体	事業内容（例）
若者×若者	<ul style="list-style-type: none">・ アントレプレナーシップ教育、アクセラレータプログラム・ 利用者が課題を持ち寄り、課題解決に取り組む仕掛け・ 県内大学に在籍する留学生と日本人学生、地域との文化交流イベント
若者×企業	<ul style="list-style-type: none">・ 探求プログラムに関心のある企業と提携した課題解決型プログラムや課題解決型インターンシップ・ 学生のアイデアを企業側で実装に向けて深めていく連携・ 企業が求める人材像と若者が求める企業像のミートアップイベント
若者×スタートアップ	<ul style="list-style-type: none">・ シンポジウムやイベントで著名な起業家が来県する機会を捉えた若者の交流・ 実証実験を可能とする環境の整備
若者×地域	<ul style="list-style-type: none">・ 地域住民も参加する地域型解決ワークショップ・ 地域の飲食店が食堂を運営するような仕組み・ 奈良の歴史・文化を起点としたまちづくりの取り組み

(YIRの事業・サービス内容検討のイメージ)



5. 本日ご意見いただきたい内容

YIRの基本方針 学生が、生活しながら成長できる学生寮

- ・県内の大学院、大学、高専、高校の学生、留学生、社会人が、世代や背景・言語を超えた交流ができる、全く新しいタイプの学生寮
- ・3つの機能（居住、企業や地域との学び・交流、イノベーション）を有し、県内大学や高専、企業・スタートアップとの連携で、学生と企業が生活しながら成長。多様な学び・交流を創出する。

【議題1】前提とすべき観点・キーワード

<ご議論いただきたい事項>

YIRの基本方針を踏まえ、プロジェクトを成功させるために、前提として注目すべき観点やキーワードは何か。

また、以下のような観点は、キーワードとしてどうか。

1 地域の特性

- ・奈良らしさ（豊かな歴史・文化や自然との融合）
- ・人口減少や高齢化の進む地域だからこそ可能性

2 時代を見据えた若者の育成

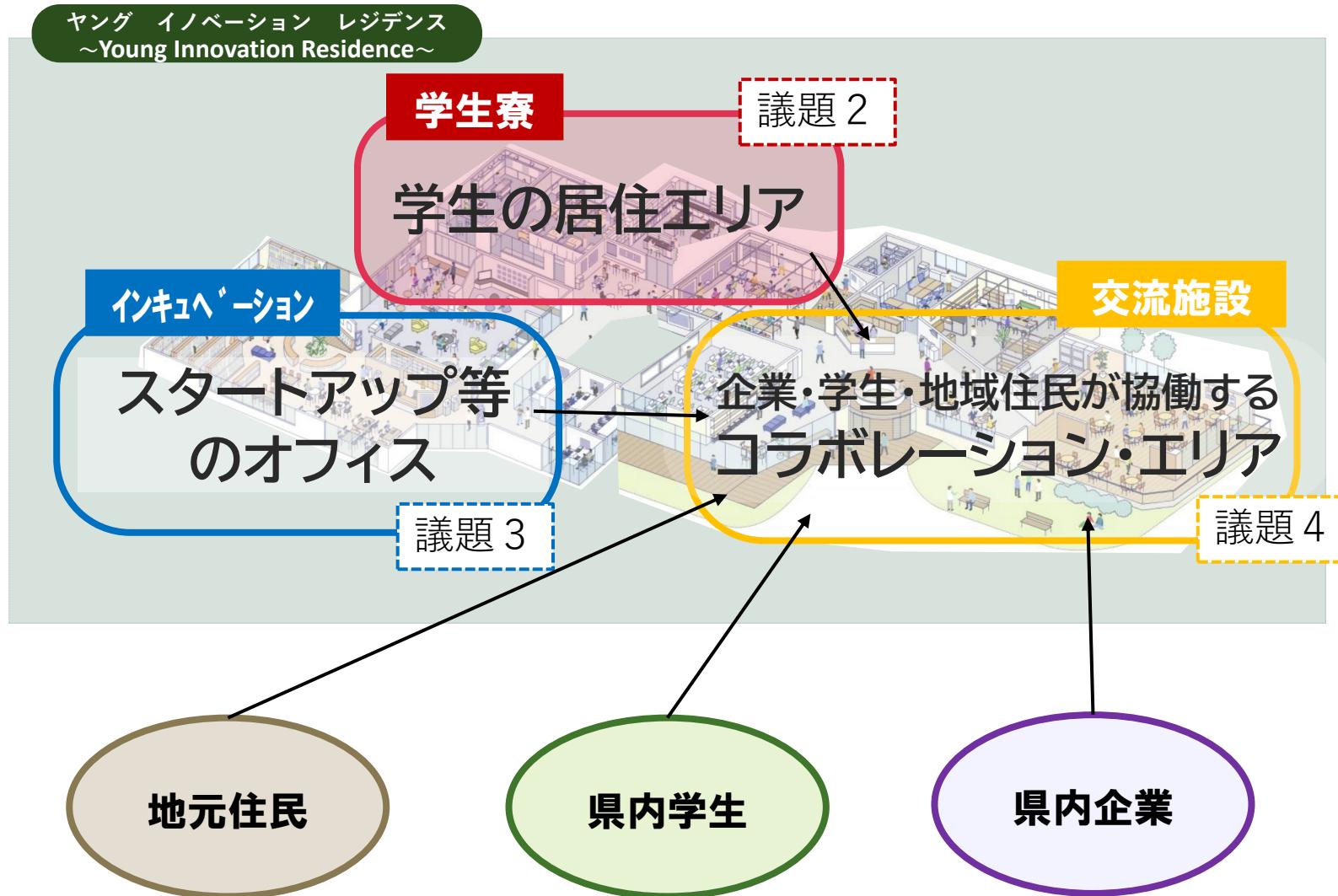
- ・技術革新と学びの融合
- ・学生の多様な学びと自己実現

3 共に成長するプレーヤー

- ・県内産業との連携・相乗効果
- ・地域社会の協創・巻き込み

5. 本日ご意見いただきたい内容

<各議題の対象>



5. 本日ご意見いただきたい内容

学生寮

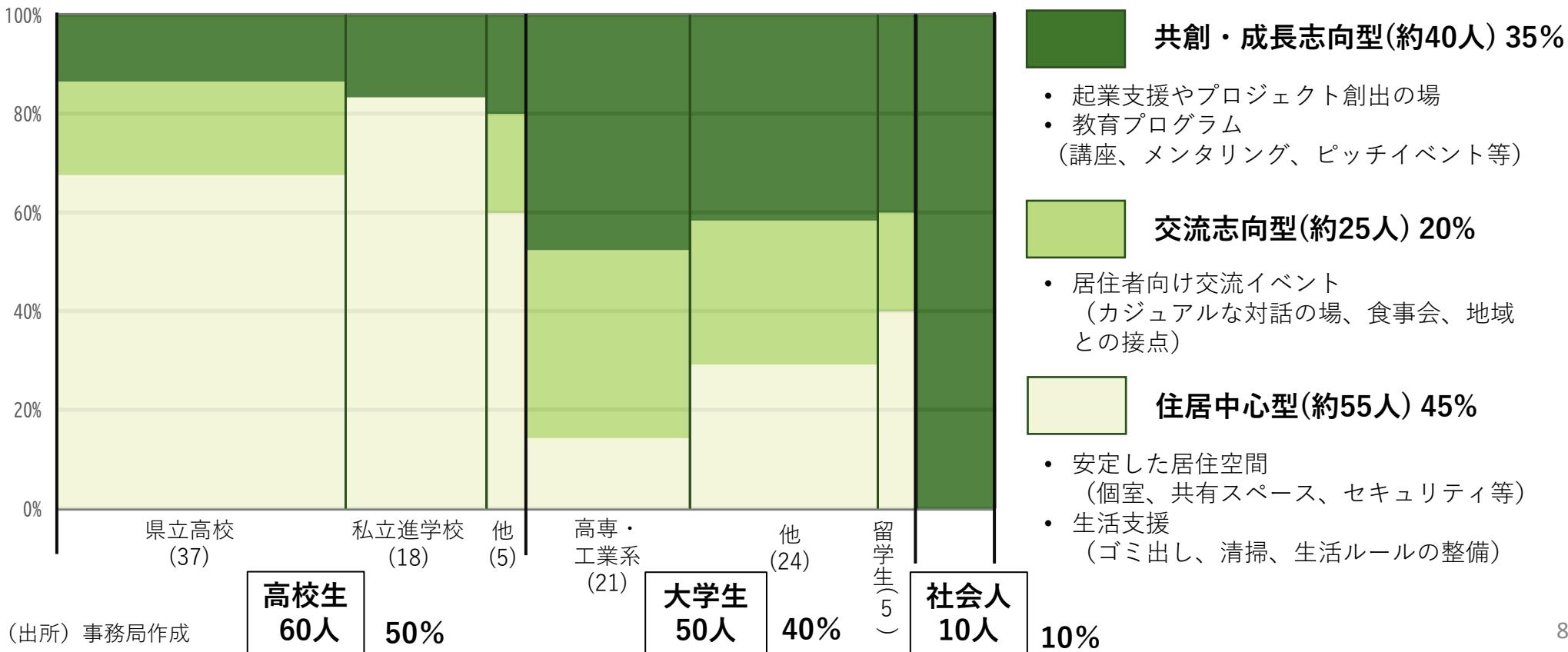
インキュベーション

交流施設

想定されるユーザー像

- ・高校生、大学生（大学院生、高専生、留学生を含む。）、社会人が居住し、定員は120人程度
- ・公設の学生寮のため、学業分野を限定したり、起業意欲の高い学生等を選考することは難しい。
- ・学生寮への入居目的や必要とするサービスが異なる入居者が混在する。

<入居者の属性分布(想定)とニーズ>



5. 本日ご意見いただきたい内容

学生寮

インキュベーション

交流施設

【議題2】学生寮について

<ご議論いただきたい事項>

※教育プログラムの内容については後段で議論

1 寮内で、多様性による刺激と相乗効果が生まれる持続的な交流を生み出すために、どのような仕掛けがありうるか。

生活リズムや活動目的が異なる寮生が、自発的に自然と交流できるような仕組みをどのようにつくっていくか。

<例>コミュニティーリーダーの設置 等

卒業後もつながるネットワーク形成をいかに生み出すか。

<例>アルムナイネットワークの構築 等

2 YIRを継続的・発展的に運営するために、企業からの支援を獲得する仕組みをどのように生み出すか。

人的・資金的支援を企業から引き出す仕掛けとしてどのようなものが考えられるか。

<例>神山まるごと高専の奨学金基金 等

3 学生にとって入居のインセンティブとなる機能をいかに創出するか。

地理的不利を凌駕するようなインセンティブとは何か。

例えば、寮生のみが享受できる魅力ある仕掛けとは何か。

5. 本日ご意見いただきたい内容

学生寮

インキュベーション

交流施設

【議題3】インキュベーションについて

<ご議論いただきたい事項>

1 人流がない場所で成り立たせるために何を強みとするか

- インキュベーション施設のターゲットとする入居企業として、どのような産業セクターを対象とするのが望ましいか。
- 入居企業の分野を限定するなど、インキュベーション施設そのものにテーマを設定すべきか。また、その場合どのような分野が考えられるか。
- 寮や交流施設が近接する利点を最大化する仕掛けとしてどのようなものが考えられるか。
- 大学・研究機関・他のインキュベーション施設等との連携や、地域のイノベーション創出支援など、行政がどのような支援を行えば、入居企業にとって魅力と捉えられるか。

2 企業にとって入居のインセンティブとしてどのようなものが考えられるか。

<例>

- ・家賃・利用料や利用期間の設定
- ・入居企業間をつなぐコーディネーターの設置

5. 本日ご意見いただきたい内容

学生寮

インキュベーション

交流施設

【議題4】交流施設について

<ご議論いただきたい事項>

1 理想の「交流施設」の姿とは。

□寮生が自然と集まり、且つ、インキュベーション施設入居企業、誘致企業社員、地元住民、YIR外の学生や企業等多様な人材も集い賑わう場として、

－どのような「交流施設」が考えられるか

　<例>交流サロン、共用キッチン、図書館 等

－偶発的な交流を日常的に発生させるためにはどのような仕掛けが考えられるか

－上記の多様な人材コミュニティを継続・発展させるためにはどのような仕掛けが考えられるか

2 「交流施設」において、特に成長志向のYIR外の学生等若者の集積を図るために どのような仕掛けが考えられるか。

　<例>交流プログラムの提供、イベントの開催、将来のロールモデルとなりうる人材との交流機会の提供 等

6. 今後の進め方

今回 → 第2回

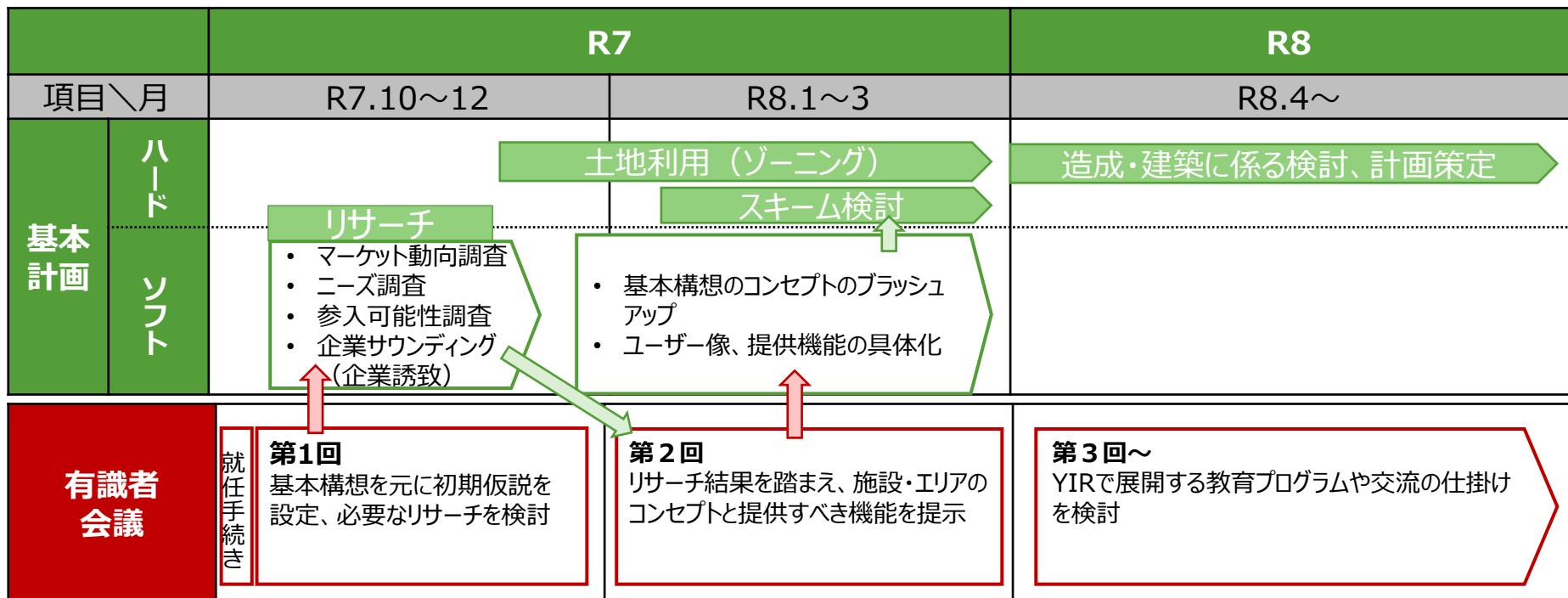
開催予定期間：令和8年1～2月頃

【事務局説明】

- ・ リサーチ結果の報告
- ・ 基本計画（案）の提示

【意見交換】

- ・ 実現に向けて検討すべきハード面・設備面の整備内容について



ヤング・イノベーション・レジデンス構想検討会議設置要綱

(目的)

第1条 本県におけるヤング・イノベーション・レジデンス（以下「施設」という。）の整備に関し、施設のコンセプト、提供する機能や交流の在り方等に関する意見を幅広く聴取し、計画策定及び施策の検討に資することを目的として、ヤング・イノベーション・レジデンス構想検討会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 施設のコンセプト及び方向性に関すること
- (2) 施設において提供する機能及びプログラムに関すること
- (3) 施設における学生、企業、地域住民等の交流の在り方に関すること
- (4) 前条の目的の達成のために必要な事項に関すること

(組織)

第3条 会議は、有識者、地元関係者、学校関係者その他知事が必要と認める者、15名以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、知事が選任する。

- 2 委員の任期は、選任の日から令和9年3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 前項の任期満了後に再任された委員の任期は2年とする。

(座長)

第5条 会議に座長を置き、知事が指名する。

- 2 座長に事故があるとき、または座長が欠けたときは、あらかじめ知事の指名する委員がその職務を代理する。

(会議の開催)

第6条 会議は、知事が必要に応じて招集し、第2条に規定する事項について協議する。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 知事は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(事務局)

第7条 会議の事務局は、地域創造部大和平野中央構想・スタートアップ推進課に置く。

附 則

1 この要綱は、令和7年9月29日から施行する。